

重要事項説明書

訪問看護ステーションもも

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業法人名	訪問看護ステーションもも 合同会社
所在地	茨城県水戸市松本町15番7 飯村不動産第六ビル103号室
代表者・管理者名	高安 愛美
電話番号	090-4729-3320
認可年月日/認可番号	令和7年4月1日/0860190651
事業の目的	事業所の看護師等が、援助が必要な状態であり、主治医が必要と認めた医療行為が必要と認めた利用者に対し、適切な指定訪問看護等を提供することを目的とする。
運営方針	(1)事業の実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務める。 (2)訪問看護で看護師等は利用者の日常生活の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する。 (3)事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村やその他の保険・医療・福祉・サービスの提供に務めるものとする。

2 営業時間

営業日	月曜～日曜日 夏季休暇 8月13日～8月16日 年末年始 12月29日～1月3日休み
営業時間	9時～18時 ただし、24時間の連絡体制や訪問体制を整えております

3 職員の職種、員数及び職務内容

- ・管理者：看護師（1名）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。但し、管理上支障がない場合には、事業所の他の職務に従事します。

- ・看護師：看護師 常勤換算（2.5名以上 うち常勤1名以上）

訪問看護計画書の立案、訪問看護の実施、及び報告書の作成を行います。

・理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士：適当数
看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当します。

4 事業の実施地域

事業の実施地域は、水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、城里町としています。その他の地域への訪問看護につきましては、交通費（1kmあたり15円）を請求いたします。

5 訪問看護の利用・提供方法

(1) 主治医が治療の程度により訪問看護の必要性を認め、指示のあった利用者に対し、看護師が実施いたします。

(2) 介護保険における訪問看護の利用については選任された介護支援専門員などが作成したサービス計画書に基づいて実施いたします。

(3) 医療保険における訪問看護の利用回数は健康保険の定めにより、1週間3回が上限となります。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪等はこの限りではありません。その場合、主治医から週4日以上頻回な訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受け、1ヶ月に1回14日に限り訪問をさせていただきます。

(真皮を超える褥瘡の場合は月2回28日まで)

6 訪問看護の内容

訪問看護計画に基づき、必要な訪問看護を提供します。具体的な訪問看護の例は以下の通りです。

(1)療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理や援助、食事（栄養）及び排泄等、日常生活の援助

(2)医療的処置行為

創傷および褥瘡処置、人工肛門・人工膀胱管理、経鼻・胃ろうチューブ管理、尿道留置カテーテル・自己導尿管管理、在宅酸素管理、在宅人工呼吸器管理、喀痰の吸引、点滴管理、排泄管理（浣腸、摘便）、床ずれの予防・処置、疼痛コントロールなどのターミナルケア

(3)リハビリテーションに関わること

起き上がり、歩行などの動作練習、筋力トレーニング、麻痺や拘縮予防、自主トレーニングのアドバイス

(4)家族の支援に関すること

家族への療養上の指導、介護福祉などの社会資源の紹介
褥瘡予防、食事指導（介助の工夫、方法など）

7 利用者負担金

事業者は、基本利用料として介護保険・医療保険の法定利用料に基づく金額の支払いを受けるものとします。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合には、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収することとします。ただし、支給限度額を超えた場合は、金額自己負担とします。

8 キャンセルについて

(1)利用者がサービスの利用を中止する場合は、速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。

全体窓口連絡先：090-4729-3320

(2)利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用前日までに連絡下さい。

当日9時以降のキャンセルは、キャンセル料全額を申し受ける事になりますので、ご了承下さい。ただし、利用者の急変や緊急やむを得ない場合はキャンセル料は不要です。

9 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

(1)看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承下さい。

(2)看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはお受け致しかねますので、ご了承下さい。

(3)看護師等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有することがありますので、ご了承下さい。

(4)サービス実施のために必要となる備品、利用者都合で発生した費用、駐車料金については、利用者負担とさせていただきますのでご了承下さい。

10 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

(1)当社お客様相談・苦情窓口

相談員：高安 愛美

電話番号：090-4729-3320

①相談・苦情対応について

相談・苦情窓口に対する常設の窓口として、相談員（責任者）が対応することとしています。また、相談員（責任者）が不在の場合には、基本的な事項については、誰でも対応できるように必ず引き継いでいます。

②円滑かつ迅速に苦情処置を行うための処理体制

苦情があった場合には、ただちに相談員（責任者）が相手に連絡をとり詳しい状況を聞くとともに、訪問看護員からも事情を確認します。

苦情の内容によっては、当該利用者の介護支援専門員に連絡をとり、利用者宅へ訪問し、具体的な対応を迅速に行い、その記録を台帳に保管し再発防止に努めます。

公共機関においても苦情申立等ができます。

場所	電話番号
水戸市介護保険課	029-297-1018
茨城県国民健康保険団体連合会	029-301-1565
水戸市高齢者支援センター	029-241-4821

1.1 緊急時および事故発生時の対応

(1)緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

(2)事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、事業所の責にその原因を認められる損害賠償については、迅速に対応します。分からない点は、大小に関わらずお尋ね下さい。なお、事業者は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。

1.2 虐待防止について

事業者は利用者の人権擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

虐待防止責任者：高安 愛美

①虐待防止責任者を選任しています。

②苦情解決のための体制を設備しています。

③研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④サービスの提供中に、養介護者や養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

個人情報使用同意書

訪問看護ステーションもも 御中

私（利用者及び、その家族）の個人情報については、訪問看護サービスに必要な範囲において使用することに同意いたします。

※個人情報の使用範囲

書類作成（管理・会計・経理）、医療保険・介護保険事務、事故等の内部報告、事務所内の会議、医師や専門家からの意見・助言を求める場合、緊急時対応等とする。

ご利用者様 _____ 印

ご家族様 _____ 印

私は、契約の内容及び重要事項、利用料金、加算算定について訪問看護ステーションももより説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約書で確認し、訪問看護サービスの利用を申し込みます。

*緊急時訪問看護加算について（ 同意します・同意しません ）

*訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ（ 同意します・同意しません ）

住所

〒 ー

電話番号

利用者様氏名

（署名代表者）

家族様氏名

当事業者は、指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について、利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを承諾し、この契約書に定めるサービスを切実に責任を持って行います。

住所 水戸市松本町15番7 飯村不動産第六ビル103号室

電話番号 090-4729-3320

名称 訪問看護ステーションもも合同会社

代表 高安 愛美 印

訪問看護

1 サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- (2) 事業者は、次の日程により訪問看護師サービスを提供します。
- (3) サービスは下記に沿って計画的に提供いたします。

曜日	時間帯	内容
月曜日	: ~ :	
火曜日	: ~ :	
水曜日	: ~ :	
木曜日	: ~ :	
金曜日	: ~ :	
土曜日	: ~ :	
日曜日	: ~ :	

サービス提供する主な看護師等は次の通りです。

主な看護師等の氏名：

※事業者の都合により看護師等を変更する場合があります。

料金や支払いについて

現金の取り扱いによるトラブルを防ぐ為、口座振替による集金サービスを実施しております。別紙によるアプラス預金口座振替依頼所・自動振込利用申込書に記入をお願いいたします。手数料は全額弊社負担としております。

口座振替ができなかった場合につきましては、別途コンビニ集金代行サービスも受け賜っております。

口座振替日：毎月27日

休日の場合、翌営業日となります。

訪問看護の利用料として1～3割負担となります。

【夜間・早朝加算】

午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

【深夜加算】

午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%加算されます。

